

医企第1190号
令和6年4月30日

県内各病院 院長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課長
(公 印 省 略)

「公的医療機関等 2025 プラン」及び「2025 年に向けた対応方針」
の変更について（通知）

本県の保健医療行政の推進に日頃から御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地域医療構想の推進に当たり、地域の限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療提供体制を整備するため、医療機能の分化・連携を推進する観点から、各病院から「公的医療機関等 2025 プラン」及び「2025 年に向けた対応方針」（以下「プラン等」）を御提出いただいているところです。

プラン等の内容については変更が可能ですが、特に医療機能の変更、病床機能の転換、病床数の増減を伴う場合は、各地域の地域医療構想調整会議等（以下「調整会議等」）における協議等が必要になる場合があります。

以上のことから、病床機能の転換等に先立ち、必ず変更後のプラン等を別紙記載の提出先に御提出いただくようお願いします。

現時点でプラン等の変更を具体的に検討されている場合は、今年度の調整会議等での協議の関係上、令和6年5月24日（金）までに御提出いただくようお願いします（同日以降に提出せざるを得ない場合は、提出先担当者に連絡いただき、提出後の調整・変更の取扱いについて、御相談してください）。

なお、現在、厚生労働省において、2040 年頃を見据えた新たな地域医療構想の検討が進められており、今後、新たにプラン等の策定を依頼する可能性もありますので、その際は御協力いただきますようお願いします。

問合せ先

企画グループ 松本・江頭

045-285-0734（直通）

iryoukikaku.x7fj@pref.kanagawa.lg.jp

プラン等の変更に係る留意事項及び提出先について

1 変更に当たっての留意事項

- 医療機能や方針等の変更（病床4機能や病床数の変更だけではなく、診療科や各種指定等の医療機能の変更も含む。）※を検討している場合は、当該変更在先立ってプラン等の変更が必要です。
 ※ 人員配置の時点修正等の軽微な変更のみの場合は変更不要です。
- プラン等の変更に当たっては、必要な情報を資料化の上、調整会議等で報告の上、変更内容によっては調整会議等での協議が必要です（調整会議等及び提出資料は原則公開です）。
- 神奈川県補助事業「回復期病床等転換施設整備費補助」を活用し病床転換を行おうとする場合、申請前に、調整会議等でプラン等の位置付けた回復期病床への転換等の方針について協議・合意が必要です。

2 提出期日について

- (1) 提出期日 令和6年5月24日（金）
- (2) 提出方法
 - プラン等の変更が必要な場合、まずは下記提出先まで御連絡ください。
 - 各提出先の担当者から前回提出のプラン等のデータが送付されますので、変更箇所がわかるように修正し、電子メールにて提出先まで御提出ください。

3 提出先

病院所在地の構想区域	提出先
横浜、川崎北部・南部、相模原、湘南東部	神奈川県 医療企画課 企画グループ 045-285-0734（直通） iryoukikaku.x7fj@pref.kanagawa.lg.jp
横須賀・三浦	神奈川県 鎌倉保健福祉事務所 企画調整課 0467-24-3900（代表） kamahofuku.1578.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp
湘南西部	神奈川県 平塚保健福祉事務所 企画調整課 0463-32-0130（代表） hirahofuku.1577.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp
県央	神奈川県 厚木保健福祉事務所 企画調整課 046-224-1111（代表） atuhofuku.1587.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp
県西	神奈川県 小田原保健福祉事務所 企画調整課 0465-32-8000（代表） ohofuku.1582.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp